

東京都認証保育所事業実施要綱

平成13年 5月 7日 12福子推第1157号
14福子推第345号 平成14年11月14日 一部改正
15福子推第1091号 平成16年 1月30日 一部改正
16福保子支第756号 平成17年 2月25日 一部改正
17福保子支第803号 平成17年10月28日 一部改正
18福保子支第1239号 平成19年 2月28日 一部改正

1 目的

この要綱は、東京都知事（以下「知事」という。）が認証する保育所の基準を定めるとともに、東京都と特別区及び都内市町村（以下「区市町村」という。）とが連携して、認証を受けた保育所におけるサービス水準の維持向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

2 用語の意義

この要綱における用語の意義は次の各号に定めるところによる。

(1) 東京都認証保育所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、東京都認証保育所事業実施要綱（以下「要綱」という。）で定める要件を満たし、知事が認証した施設（以下「認証保育所」という。）をいう。

(2) 駅前

最寄りの改札口から徒歩で5分以内に通える場所にあることをいう。

(3) 正規職員

原則として、事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）で、1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上、常態的に継続勤務する者であり、就業規則の一般的適用を受ける職員をいう。

(4) 定員

設置時に知事が認証した入所定員及び変更時に事前に届け出た入所定員をいう。

(5) 短時間利用児

認定こども園の認定を受ける認証保育所を利用する3歳以上児のうち、1日の保育について幼児教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条各号に掲げる目標が達成されるよう行う保育であって、1日の当該保育の時間が4時間程度のものをいう。）のみを受ける子どもをいう。

(6) 長時間利用児

認定こども園の認定を受ける認証保育所を利用する3歳以上児のうち、短時間利用児以外の子どもをいう。

(7) 保育士

児童福祉法第18条の6に定める保育士となる資格を有し、同法第18条の18による登録を受けている者をいう。

3 事業内容

認証保育所にはA型とB型を設け、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 認証保育所A型

ア 設置主体

民間事業者等

イ 補助対象児童

月160時間以上の利用が必要な0歳から小学校就学前までの都内在住の児童とする。

ウ 定員

20人から120人までとし、3歳未満児を定員の半数以上保育すること。ただし、地方裁量型認定こども園の認定を受ける認証保育所においては、短時間利用児を除く児童を20人以上保育し、3歳未満児については定員から短時間利用児を除いた数の半数以上保育すること。

また、0歳児保育を必ず実施すること。

なお、定員の範囲内で保育することを原則とするが、児童の受け入れ態勢が整っている場合(この要綱に定める基準設備、面積、職員配置基準等を下回らない範囲内であること)には、年度途中に定員を超えて保育することができる。

ただし、連続する過去の3年度間において、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認証上の定員の総和で除したものをいう。)が120パーセント以上の場合、実態に合うように定員の見直しに取り組むことを原則とする。

エ 開所時間

開所時間は13時間以上とする。

オ 契約

利用者と事業者の間で直接契約を行う。

カ 運営委員会の設置

設置者は、利用者等の意見を聴取するなど、利用者の立場に立った良質な保育サービスを提供するため、各施設に運営委員会を設置すること。

委員会には、社会福祉事業について知識経験を有する者、当該認証保育所の保育サービス利用者(これに準ずる者を含む。)及び認証保育所設置主体の実務を担当する幹部職員を含むこと。

(2) 認証保育所B型

ア 設置主体

個人

イ 補助対象児童

区市町村が必要と認める0歳から2歳までの都内在住の児童とする。

ウ 定員

6人から29人までとし、0歳児保育を必ず実施すること。

なお、定員を超えて保育する場合及び定員の見直しの取扱については認証保育所A型に準じるものとする。

エ 開所時間

開所時間は13時間以上とする。

オ 契約

利用者と事業者の間で直接契約を行う。

カ 設置者は、利用者からの意見を聴取する場を設けること。

4 保育料

保育料は民間事業者等が自由に設定できることとする。ただし、月220時間以下の利用をした場合の月額、3歳未満児の場合80,000円、3歳以上児(認定こども園の認定を受ける認証保育所における短時間利用児を除く)の場合77,000円を超えない料金設定とすること。

なお、保育料の月額には、基本の保育料のほか、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費、年会費(12分の1の額)及びこれらにかかる消費税相当分を含むものとする。ただし、長時間保育を行う際に提供する2食目以降の給食代及びおやつ代並びに入会金は含まないものとする。

5 設置者の要件

(1) 認証保育所を運営するために必要な、別に定める経済的基盤があること。

- (2) 本事業を継続的に健全かつ円滑に実行できること。
- (3) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (4) 財務内容が適正であること。

6 建物、設備の基準

認証保育所の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令、「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年東京都条例第33号）、「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年東京都条例第155号）及び関係規程（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、「認証保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき室内化学物質対策を必ず実施し、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

(1) 基準設備・面積等

区 分	要 件	
	A 型	B 型
乳児室又はほふく室	0歳児及び1歳児1人当たり3.3平方メートル（内法面積）以上。ただし、年度途中に定員（総入所定員をさす。）を超えて入所させる場合の面積は、2歳未満児について当該年度に限り1人につき2.5平方メートルとする。	0歳児及び1歳児1人当たり2.5平方メートル（内法面積）以上。ただし、特に必要な場合についての基準については別に定める。
保育室又は遊戯室	2歳以上児1人当たり1.98平方メートル（内法面積）以上。	
医務室	静養できる機能を有すること。事務室等と兼用も可。	
屋外遊戯場	2歳以上児1人当たり3.3平方メートル（児童が実際に遊戯できる面積）以上。保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	
調理室	乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。	
便所・その他	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ児童が安全に使用できるものであること。便所の数は幼児20人につき1以上であること。	

(2) 用具等

保育室又は遊戯室には、保育に必要な遊具を備えるとともに、医務室には必要な医薬品等を常備すること。

- (3) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び医務室（以下「保育室等」という。）は、特別の理由のない場合は、1階に設けることが望ましいこと。

(4) 非常口は、火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2箇所2方向設置されていること。保育室等を1階に設ける場合や屋上に屋外遊戯場を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。

(5) 保育室等を2階に設ける場合は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける場合は、次のイからクまでの要件にそれぞれ該当するものであること。

なお、保育室等を2階以上の複数階にわたり設ける場合の基準については、その保育所の構造設備のすべてについて、設置する階のうち最も高い階の基準が適用されること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 認証保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）以外の部分と認証保育所の調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 認証保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳児若しくは幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児若しくは幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ク 認証保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(6) その他

(5)アからクまでの要件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」（平成14年12月25日付雇児発第1225008号の第2）の基準を満たしていること。

- (7) 認証保育所を設置する場合にあつては、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。ただし、既存建物を改修し、100平方メートル以下の認証保育所を設ける場合にあつては、一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。
- (8) 設置者は、「認証保育所における室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果及び対策状況を知事に提出し、安全性が確認された後に開設すること。

7 職員

職員の配置基準等は、下記によること。

(1) 保育従事職員配置基準

ア 保育従事職員の定数は、次の数とする。

(ア) 年齢別保育従事職員定数

0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、4歳以上児30人につき1人以上とする。ただし、認定こども園の認定を受ける認証保育所においては、短時間利用児35人につき1人以上とする。

開所時間の長さに応じ、保育に必要な職員を加えること。

- (イ) (ア)に加え、保育従事職員を1人配置しなければならない。ただし、46人から90人までの施設にあつては保育従事職員を2人配置しなければならない。
- (ウ) 保育従事職員は正規職員を原則とする。ただし、次の条件の全てを満たす場合には、定数の一部に正規職員以外の職員を充てることができる。
 - ① 年齢別保育従事職員定数の6割以上は正規職員であること。
 - ② 開所時間中には正規職員が1人以上配置されていること。
 - ③ 正規職員に代えて正規職員以外の職員を充てる場合は、事業主と直接労働契約を結んでいる職員とすること。また、その場合の総勤務時間数は、正規職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。

イ 保育従事職員の配置

主たる開所時間である13時間については、上記ア(ア)に規定する数以上の保育従事職員を配置すること。なお、開所時間中は必ず2名以上の保育従事職員を配置しなければならない。

ウ 保育士の配置

上記ア(ウ)①及び②の職員については、保育士であること。ただし、認定こども園の認定を受ける認証保育所において、認定を受ける時点で保育士の資格を有する者を6割以上置くことが困難であるときは、3歳以上の長時間利用児に対する保育従事職員についてのみ、幼稚園教諭免許状を有する正規職員であつて、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる者を、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、これに代えることができる。

また、保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。ただし、認定こども園の認定を受ける認証保育所においてはこの限りでない。

エ 総所要保育従事職員の算定方法（端数処理）

所要保育従事職員の数は、各年齢の取扱人員を児童年齢別保育従事職員配置基準数で除し、小数点1位（小数点2位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入したものに、上記ア(イ)の保育従事職員を加えたものである。

(2) 施設長

次の要件を全て満たす者又は知事が適当と認めた者であること。

- ア 児童福祉施設、認証保育所又は区市町村が認定する保育室において保育に従事した保育士であり、1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上、同一施設における勤務経験が継続して1年以上あること。
 - イ 原則として、専任の正規職員であること。ただし、実施事業が認証保育所1園の運営のみである場合、代表者との兼任も可とする。また、20人未満の施設については、年齢別保育従事職員の資格を有する正規職員との兼任も可とする。
- (3) 調理員及び嘱託医を置くこと。調理員は、45人以下の施設においては1人、46人以上の施設においては2人以上配置すること。ただし、厚生省児童家庭局長通知「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号）に準じて給食業務を第三者に委託し、施設内の調理室を利用して調理させる場合及び次項における特例による場合は、調理員を置かないことができる。

8 認定こども園の認定を受ける認証保育所における食事の提供の特例

認定こども園の認定を受ける認証保育所における食事の提供については、当該認証保育所に調理員を置き、当該認証保育所内で調理することを原則とする。ただし、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているほか、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認証保育所の3歳以上児に対する食事の提供について、外部搬入方式（当該認証保育所外で調理し搬入する方法をいう。）により行うことができる。

- ア 子どもに対して食事を提供する責任を有する認証保育所の調理室の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。
- イ 認定を受けようとする施設、又は保育所、保健所、区市町村等の栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。
- ウ 調理業務を受託する者については、認証保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- エ 子どもの年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー等への配慮、必要な栄養素摂取量の確保等子どもの食事の内容、回数及び時期について、適切に応じることができること。
- オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

9 別園

認証保育所には、下記の基準を満たす場合に別園を設置することができる。

- (1) 設置条件
認証保育所A型で、地方裁量型認定こども園の認定を受けるもの。
- (2) 設置主体
本体となる保育所（以下、「本園」という。）と同一の設置主体とする。
- (3) 管理・運営
別園の管理・運営は本園の施設長のもとに本園と一体的に行われるものとし、本園と別園との距離は、以下の要件を満たすものとする。
 - ア 子どもが徒歩で移動する場合
 - (7) 直線距離で300メートル程度かつ移動時間が10分程度であること。
 - (4) 交通量が多い道路を横断することがない安全なルートであること。
 - イ 子どもが認定こども園専用の車で移動する場合
 - (7) 直線距離で1キロメートル程度かつ移動時間が10分程度であること。

(イ) 安全な乗降場所が確保されていること。

(4) 建物・設備

本園と別園のいずれもが6に規定する認証保育所に必要な基準を満たすこと。

なお、別園において給食調理を行わない場合でも、加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

別園に医務室を設けない場合は、別園に医薬品を備えること。

(5) 職員

本園と別園のいずれもが、7に規定する認証保育所に必要な基準（別園については施設長を除く）を満たすこと。ただし、別園に調理員及び嘱託医を置かないことができる。

10 契約書等の交付及び情報の開示

設置者においては、利用者等に対して契約時に、契約書及び別に定める重要事項説明書を交付し、説明しなければならない。なお、契約書は2通作成し、双方で保管するものとする。

運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準等の情報は、別の定めにより開示しなければならない。

11 施設に備える書類

認証保育所には別紙2に定める書類を整備し、備え付けておかなければならない。

12 認証の手続き

知事は、以下の申請があった時は、審査の上認証又は認証の取消を行う。

(1) 設置申請

認証を受けようとする設置者は、「認証保育所設置申請書」（第1号様式）を知事に提出すること。

(2) 重要事項の変更

重要な認証事項を変更しようとする設置者は、別に定める内容変更届を知事に提出すること。

(3) 廃止・休止申請

認証保育所を廃止又は休止しようとする設置者は、「認証保育所廃止（休止）承認申請書」（第2号様式）を知事に提出すること。

13 意見の聴取

知事は、事業の実施に当たって必要があると認めた場合は、当該区市町村長に対し意見を聴取する。

14 認証書の交付

知事は、12により認証した場合は、「認証保育所認証書」（第3号様式）を交付する。

設置者は、交付された「認証保育所認証書」を見やすい場所に掲示すること。

15 指導監督

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別表に定める基準により行う。

(1) 報告徴収

ア 知事は、設置者に対して、施設の運営状況等必要な事項について、年1回以上、文書により、回答期限を付して報告を求める。

イ 設置者は、次の事項が生じた場合、速やかに知事に報告を行うこと。

(ア) 当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた

場合

(イ) 当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等

ウ 上記ア及びイに規定する場合のほか、知事は、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合は、必要に応じて随時に報告を求める。

(2) 立入調査

ア 知事は、原則として毎年度1回以上、別に定める計画に基づき、その職員をして定期的に認証保育所及びその事務所に立ち入り、その設備若しくは運営について、設置者に対して必要な調査を行わせる。また、必要に応じて、保育従事者、その他の職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。

イ 上記アに規定する場合のほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、随時事前通告を行わずに認証保育所及びその事務所に対する特別立入調査を行わせることができる。

ウ 立入調査の指導監督班は、認証保育所指導監督所管部又は認証保育所事業所管部の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、保健師、看護師及び医師等の専門的知識を有する者を加える。

エ 上記ア、イ、ウの規定により、立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯しなければならない。

オ 立入調査に際しては、区市町村の立ち会いを求めるとともに、必要に応じて関係機関の立ち会いを求める。

カ 立入調査時においては、必要と認められる助言及び指導等を口頭により行う。

キ 立入調査の結果は、別表に定める基準に基づき、評価を行う。

なお、別表に定める評価基準が口頭の事項であっても、前回の立入調査において口頭指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等、積極的な改善が見られないと判断されるものについては文書指摘とする。

16 改善指導

知事は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる認証保育所に対しては、概ね1ヶ月以内の報告期限を付した文書による改善指導を行い、当該施設から改善の状況及び計画の提出を求める。

17 認証の取消

知事は、次のいずれかの場合、認証の取消をすることができる。

- (1) 保育内容や設備等に重大な過失があったとき。
- (2) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (3) 16による改善指導等にかかわらず改善が図られないとき。
- (4) その他、取り消すことが適当であると認められたとき。

18 区市町村への通知

知事は、16による改善指導又は17による認証の取消をした場合は、その旨を当該施設の所在地の区市町村長に通知する。

19 費用の補助

この要綱に基づく事業につき、実施主体である区市町村が要した以下の費用について、東京都は別に定める基準に基づき予算の範囲内において補助する。

- (1) 運営費
- (2) A型を駅前に開設するために必要な改修経費等

20 この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成16年2月1日から施行する。ただし、6の(5)及び(6)の規定は、平成15年4月1日から適用する。

1 児童福祉法附則第4条に規定する者であって、同法第18条の18第1項の規定による登録を受けていないもの（同法第18条の5各号のいずれかに該当する者を除く。）については、平成18年11月28日までの間は、要綱の2の(5)、要綱の7の(1)のウ及び要綱の7の(2)のイの資格を有する者とみなす。

附則

1 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。ただし、6の規定中「高齢者、身体障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」については、平成16年7月1日から適用する。

附則

1 この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成19年2月28日から施行する。ただし、認定こども園に関する条項については、平成18年12月22日から施行する。